

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 4 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第 4 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	土木工事一式		
8	工（自）期	平成 24 年 4 月 1 日		
9	工（至）期	平成 24 年 11 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	53,623,500 円	51,070,000 円	99.86 %
	見 積 金 額	53,550,000 円	51,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、平成 22 年度「皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか工事」からの継続工事で、この工事により解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とし、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 5 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 24 年 5 月 31 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 24 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	32,434,500 円	30,890,000 円	97.11 %
	見 積 金 額	31,500,000 円	30,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿長和殿ブラインドシャッター改修，長和殿蒸気減圧弁取替を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で，昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組，鹿島建設株，清水建設株，大成建設株，株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。</p> <p>清水建設株は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 7 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目2番3号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事各一式		
8	工（自）期	平成 24 年 7 月 3 日		
9	工（至）期	平成 24 年 9 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,319,150 円	7,923,000 円	99.70 %
	見 積 金 額	8,295,000 円	7,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕工事は，東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては，御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ，この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，東宮御所において，過去に大規模改修や増築工事を実施していることから，東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し，安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成24年7月2日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	東宮御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事各一式
8	工期（自）	平成24年7月3日
9	工期（至）	平成24年9月28日
10	原契約請負金額	8,295,000円
11	変更契約年月日	平成24年9月21日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	-745,500円
14	変更後請負金額	7,549,500円
15	変更理由	<p>1. 建築</p> <p>1) バイパス廊下戸棚幅木補修追加 幅木の取替とする原設計仕様であったが、本工事範囲の幅木固定状況から取り外しが困難と判断、既存幅木上に新規幅木を上張りする工法とした。その結果納まり上、幅木補修範囲を拡張した。</p> <p>2. 電気</p> <p>1) 檜の間の照明器具変更 東宮御所檜の間の蛍光灯照明器具は、改修から17年が経過し蛍光灯照明器具の電子安定器の経年劣化と思われる故障が生じはじめました。本工事では、単に老朽化した安定器を交換するだけではなく、宮内庁では積極的に節電効果のあるLEDの採用を行っているところであるため、節電効果のあるLEDを採用する工事として設計を行った。しかしながら、本件に関する工事を請負業者と締結し、既存の檜の間照明器具の取り外し調査を行い、下請け協力業者である専門の照明器具メーカーの技術者を交え、技術検討を行った結果、改造して納めるLED器具とマッチングする調光スイッチが現在使用している調光スイッチの2倍の大きさになるため、既存の壁に収まらないことがわかったことから、檜の間のLED化を取り止め、蛍光灯の安定器交換とする。</p> <p>2) 火報ベルの増設 設計段階では消防法の設置基準に従い自動火災報知設備のベルを設置した。 本工事の請負業者が決定し、東宮職を含め火報メーカーに仮設のベルを設置し東宮御所公室棟のベルの音がどの範囲まで聞こえるのか試験を行った結果、室内で一部音の聞こえにくいところがあるので公室棟クローク側にも設置要望があったので火報ベル1個を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 7 月 11 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂一丁目3番8号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 24 年 7 月 12 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	80,892,000 円	77,040,000 円	99.94 %
	見 積 金 額	80,850,000 円	77,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、主に宮殿豊明殿ガラスフィルム張，宮殿豊明殿熱交換機室蒸気バルブほか改修，設備センター冷凍機室ほかアスベスト除去等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり，その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で，昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては，宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから，造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し，かつ，資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され，また，その施工に際しては，共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し，竣工したものである。</p> <p>鹿島建設㈱は，本工事における責任区分の範囲において，宮殿造営当時から施工管理し，その状況を十分熟知し現在に至っていることから，本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 7 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事一式		
8	工 (自) 期)	平成 24 年 7 月 19 日		
9	工 (至) 期)	平成 24 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,307,500 円	3,150,000 円	94.28 %
	見 積 金 額	3,118,500 円	2,970,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、主に宮殿回廊ガラスフィルム張等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組、鹿島建設株、清水建設株、大成建設株、株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>大成建設株は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 9 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	能美防災株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区九段南 4 丁目 7 番 3 号		
4	工 事 件 名	宮内庁庁舎ボイラー室固定消火設備容器弁改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	消防施設工事		
7	工 事 概 要	固定消火設備容器弁改修一式		
8	工（自）期	平成 24 年 9 月 7 日		
9	工（至）期	平成 25 年 1 月 18 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,485,055 円	3,319,100 円	97.91 %
	見 積 金 額	3,412,500 円	3,250,000 円	
11	随 契 理 由	<p>当該ハロン1301消火設備は、宮殿及び宮内庁庁舎の空調・給湯用ボイラーの附帯設備であり、宮内庁庁舎の防災に関わるものである。工事に際し、消火設備性能を満たすには、製造メーカーが保持している詳細な製品図面、独自のデータ及び知識を必要とし、当該ハロン1301消火設備を他業者に施工させた場合、消火設備の起動に著しい支障が生じる可能性がある。なお、当該消防設備は消防庁より設置許可を受けた施設であり、他製造メーカーの製品を設置した場合には、設置許可時の消火性能を発揮出来ない恐れがあり、再度、消防法に適合しているかの許可をとる必要がある。（関連法規：消防法施行規則第20条）</p> <p>能美防災（株）は当該ハロン1301消火設備を製造した会社であり、宮内庁庁舎へのハロン1301消火設備の設置も同社が請け負っている。以上により、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 6 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故寛仁親王喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	道路整備，樹木管理，園地管理，植栽各一式		
8	工（自）期	平成 24 年 6 月 7 日		
9	工（至）期	平成 24 年 7 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,976,450 円	8,549,000 円	99.42 %
	見 積 金 額	8,925,000 円	8,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、葬場周囲の道路整備を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 6 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故寛仁親王喪儀墓所の儀につき墓所設備布設に伴う敷地造成ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	墓所整備，樹木管理各一式		
8	工（自）期	平成 24 年 6 月 8 日		
9	工（至）期	平成 24 年 7 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,751,250 円	4,525,000 円	99.44 %
	見 積 金 額	4,725,000 円	4,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、墓所施設設営に伴う敷地造成等を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 6 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故寛仁親王墓営建第 1 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	営建工事一式		
8	工 (自) 期)	平成 24 年 6 月 8 日		
9	工 (至) 期)	平成 25 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	12,253,500 円	11,670,000 円	98.54 %
	見 積 金 額	12,075,000 円	11,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、営建工事を行うものであり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の営建工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 24 年 6 月 12 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	故寛仁親王墓宮建第 1 回工事第 1 回変更
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	宮建工事一式
8	工 期（自）	平成 24 年 6 月 8 日
9	工 期（至）	平成 25 年 3 月 31 日
10	原契約請負金額	12,075,000 円
11	変更契約年月日	平成 24 年 8 月 30 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	703,500 円
14	変更後請負金額	12,778,500 円
15	変 更 理 由	隣地境界付近に設置してある防音・目隠し等の目的の仮囲いが樹木伐採工事により長さが不足したため、仮囲いを追加した。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 11 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	三笠宮邸各所改修工事一式		
8	工（自）期	平成 24 年 11 月 13 日		
9	工（至）期	平成 25 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,245,650 円	7,853,000 円	99.96 %
	見 積 金 額	8,242,500 円	7,850,000 円	
11	随 契 理 由	<p>三笠宮邸各所修繕工事は、三笠宮邸の御車寄を始めとする、周辺各所倉庫、車庫等各所にわたる劣化部分の修繕を実施するものである。</p> <p>三笠宮邸各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、三笠宮邸において、過去に同建物を新築し大規模改修等を実施していることから、三笠宮邸の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 11 月 26 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社関電工		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦 4 丁目 8 番 3 3 号		
4	工 事 件 名	葉山御用邸外灯設備ほか改修工事		
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	構内交換設備改設，構内配電線路改設各一式		
8	工（自）期	平成 24 年 11 月 27 日		
9	工（至）期	平成 25 年 3 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	30,187,500 円	28,750,000 円	99.82 %
	見 積 金 額	30,135,000 円	28,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、限られた期間内に意匠性、安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了させる等の理由から、皇居東地区又は赤坂御用地での施工実績を有し、かつ神奈川県内に営業所を持つ者による指名競争入札を平成24年10月23日に行ったが、2回目の入札で全社辞退となった。</p> <p>上記の選定理由から、今回指名した者以外の者を指名することは困難なことから、入札時に最低価格応札者であった株式会社関電工と協議し、受注意思があることを確認した。</p> <p>(会計法第29条の3第4項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 12 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	表御座所整備工事一式		
8	工（自）期	平成 24 年 12 月 7 日		
9	工（至）期	平成 25 年 3 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,902,450 円	4,669,000 円	71.74 %
	見 積 金 額	3,517,500 円	3,350,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿表御座所（内外装改修）整備を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組、鹿島建設株、清水建設株、大成建設株、株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>株式会社大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 24 年 12 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故寛仁親王墓営建第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	営建工事一式		
8	工（自）期	平成 24 年 12 月 14 日		
9	工（至）期	平成 25 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	15,970,500 円	15,210,000 円	99.27 %
	見 積 金 額	15,855,000 円	15,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、御墓を整備する故寛仁親王墓営建第 1 回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第 1 回工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、第 1 回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>(会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 1 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所内装改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	内装改修一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 1 月 22 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 3 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,984,100 円	2,842,000 円	99.92 %
	見 積 金 額	2,982,000 円	2,840,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の内装改修を目的とした工事である。 当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 （会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 1 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	宮殿正殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	正殿保全整備工事一式		
8	工 (自 期)	平成 25 年 1 月 24 日		
9	工 (至 期)	平成 25 年 3 月 15 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,427,200 円	3,264,000 円	88.84 %
	見 積 金 額	3,045,000 円	2,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿正殿（内装改修）整備を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（榊大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、榊竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>株式会社竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 25 年 1 月 23 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	宮殿正殿保全整備工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	正殿保全整備工事一式
8	工期（自）	平成 25 年 1 月 24 日
9	工期（至）	平成 25 年 3 月 15 日
10	原契約請負金額	3,045,000 円
11	変更契約年月日	平成 25 年 3 月 8 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	451,500 円
14	変更後請負金額	3,496,500 円
15	変更理由	施工前調査において、ガラスフィルムを張るためには、ガラスの欠け・傷を補修する必要があることが判明したため、補修を行う。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 2 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田美土代町7番地		
4	工 事 件 名	宮殿ほかエレベーター整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	エレベーター整備一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 2 月 2 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 3 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,971,500 円	2,830,000 円	98.93 %
	見 積 金 額	2,940,000 円	2,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿及び総合倉庫エレベーター（計8基）の整備工事（制御盤内の定電圧電源装置等の取替え）を行うものであり、工事に際しては、製造メーカーが保持している詳細な製品図面、独自データ及び知識を必要とするため、他業者に施工させた場合、安全性等に著しい支障が生じる可能性があり、さらには、故障の際の責任範囲が不明確になるなどの問題が発生する可能性もある。</p> <p>株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		